

工程表改訂に向けた中間とりまとめの構成

平成 27 年 5 月 11 日
宇宙政策委員会

1. 構成

(1) 本文書に加え、(2) 宇宙活動法、(3) 衛星リモートセンシング法及び関連する基本的考え方、(4) 宇宙インフラ海外展開タスクフォース、(5) 宇宙利用戦略に関する付属文書の五部構成。

2. 各部に盛り込むべき事項

(1) 本文書

宇宙開発利用の推進及び宇宙関連予算の確保の観点から、まず宇宙基本計画全体の着実な推進について強調し、次に第 37 回宇宙政策委員会の資料 5 において特定した政策項目に関し、平成 28 年度概算要求に向けて関係府省が検討を深めるべき論点とその方向性・検討体制を具体的に提示。

(2) 宇宙活動法

宇宙活動法に関する基本的な論点(例えば、第三者損害賠償制度や民間事業者等の宇宙活動に対する国の許可・監督制度等)について、平成 28 年の通常国会の提出に向けた今後の検討の方向性を提示。

(3) 衛星リモートセンシング法及び関連する基本的考え方

衛星リモートセンシング法に関する基本的な論点(我が国や同盟国の安全保障上の利益の確保と我が国衛星リモートセンシング産業の振興の両立等)について、平成 28 年の通常国会の提出に向けた今後の検討の方向性や、関連する基本的な考え方を整理・提示。

(4) 宇宙インフラ海外展開タスクフォース

宇宙基本計画に基づき本年度前半に立ち上げる予定の宇宙インフラ海外展開タスクフォースの基本的な役割(関係機関との整理)、メンバー構成、今後の活動方針等について、これまで行ってきた官民ミッションの成果・教訓も踏まえつつ、具体的に提示。その際、国際共同開発(工程表 47)との関係についても検討・整理。

(5) 宇宙利用戦略

交通、農林水産業、物流・配送、観光、防災・減災等の各種分野における宇宙利用の拡大に向け、準天頂衛星等の宇宙システムを活用した自動化・無人化・省力化による新産業・新サービス創出の具体的事例や今後の政府の取組方針を提示。あわせて、G 空間社会の本格的実現や防災・災害対策の強化等の関連政策分野における宇宙インフラ・技術の活用方策を検討・具体化。

以上